

証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)

~四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ~

証券取引等監視委員会 いんどう まみ) 委員 引頭 麻実

平成29年3月28日



本日の狙い

新しい活動方針の考え方について、 ご理解いただくこと

新しいモニタリング・アプローチについて、 ご協力のお願い



今次活動方針の背景・特徴

- 第9期監視委がスタート:昨年12月新委員長・委員就任(9年ぶりの同時交代)
- ・本年は監視委<u>設立25周年</u>の節目: 改めて証券監視委の持つ強み・弱みを分析。 さらに、取り巻く環境や諸問題を踏まえて採るべき 対応について整理し策定。(SWOT分析)
- ●今後の新しいステージに対応した活動計画に



証券監視委発足から25年の振り返り

- 発足当時:刑事告発を主な監視手段とし、組織も小規模
- その後、市場監視権限の充実・強化:課徴金制度の導入(平成17年4月)、 証券検査権限の拡大(平成19年の金商法施行)
- 機構の充実:2課→6課
- 金商業者等の数は大幅に増加
- IT技術の進展、市場構造の変化(海外投資家の増加、取引高速化等)、 証券不正の大型化・複雑化

	発足当時	直近
定員(財務局含)	202人	763人(平成28年度)
機構	2 課:総務検査課 特別調査課	6課:総務課、市場分析審査課、証券検査課 取引調査課、開示検査課、特別調査課
証券検査対象業者数	約1,100社	約7,000社(延べ)



証券監視委の使命(Mission)

- 1. 市場の公正性・透明性の確保及び 投資者保護
- 2. 資本市場の健全な発展への貢献
- 3. 国民経済の持続的な成長への貢献
- ⇒ 証券監視委のミッションとして、従前の
 - 「1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護」のみならず、
 - 「2. 資本市場の健全な発展への貢献」及び
 - <u>「3. 国民経済の持続的な成長への貢献」</u>を明記



証券監視委が目指す 公正・透明な市場の姿(Vision)

全ての市場利用者がルールを守り、 誰からも信頼される市場

く主な構成要素>

- 1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
- 2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
- 3. 全ての市場利用者による自己規律
- 4. <u>プロフェッショナルな監視メカニズム</u>
 - ⇒ 市場における全てのステークホルダーがそれぞれの役割を 果たしていくことで、公正・透明な市場を実現



証券監視委における価値観 (Value)

- 1. 公正性(公正・中立な視点)
- 2. 説明責任(全体像・根本原因の把握及びその対外的発信)
- 3. 将来を見据えたフォワード・ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)
- 4. 実効性及び効率性(資源の効果的な活用)
- 5. 協働(自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携)
- 6. 最高水準の追求(監視のプロとして最高水準を目指す)
 - ⇒ 監視委職員が持つべき価値観を明記 今後職員各人の行動原則として徹底



証券監視委を取り巻く現在の環境分析

- 1. グローバル経済の不透明化:
 - 英国の欧州連合離脱(Brexit)、トランプ米国新政権の経済政策等
- 2. 市場のグローバル化の進展:日本企業の海外展開の積極化、 海外投資(国内投資家含む)の増加、海外投資家比率の高まり
 - ⇒ グローバル市場の連動性の拡大、市場のボラティリティの増大
- <u>3. IT技術の進展</u>:
 - HFT取引の拡大、近年はFintech(金融・IT融合)の進展
 - ⇒ 従来の監視手法では対応できない可能性も
- 4. 国民の安定的な資産形成に向けた投資の裾野拡大に向けた 政府・金融庁の取組み



証券監視委の3つの戦略目標 (Strategic Objectives)

- 広く: 部分・パーツ ⇒ 網羅的・全体的
 - ①新たな商品・取引等
 - ②あらゆる取引・市場:債券、デリィバティブ等、
 - ③全体像の把握(部分から全体へ)
- 早く: 事後チェック ⇒ 未然予防
 - ①問題の早期発見・着手
 - ②早期の対応による未然予防の実現
 - ③迅速な実態解明・処理による問題の早期是正
- 深<: 表面的、形式的指摘 ⇒ 根本原因
 - ①問題の根本原因の追究
 - ②横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握



(1)内外環境を踏まえた情報力強化

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等による フォワード・ルッキングな市場監視(★)
 - 内外経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業の情報収集・ 分析など、フォワード・ルッキングな市場監視
- 2. <u>海外当局との信頼関係醸成による情報収集</u>の強化 及び市場監視への活用
 - 信頼関係の醸成により、よりスムーズな情報交換の実現
- 3. 市場監視の空白を作らないための取組み
 - あらゆる商品、取引(市場)を監視:PTS、ダークプール、 デリバティブ、社債 など





(2)迅速かつ効率的な検査・調査の実施

- 1. 不公正取引等に対する課徴金制度の積極的活用
 - 課徴金制度の積極的活用による迅速な対応
- 2. <u>クロスボーダー事案</u>への積極的な取組み
 - 監視委内の専門部署(国調室)での対応、海外機関投資家等による 審判・訴訟への対応
- 3. <u>重大・悪質事案への告発</u>等による厳正な対応
 - 行政調査と犯則調査を効率的・効果的に活用
- 4. <u>リスクアセスメント</u>を通じた <u>効果的なモニタリング手法の確立(★)</u>
 - 全ての金商業者等に対するオン・オフー体のモニタリングの実施、 ビジネスモデル、それを支えるガバナンスの有効性等の分析 を通じたオフサイトのリスク評価の充実



(3)深度ある分析と市場規律強化

- 1. 根本原因の追究(root-cause)(★)
 - ガバナンス、企業文化、人事評価、報酬等
 - 再発防止の視点
- 2. 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用
- 3. <u>情報発信</u>の充実
 - 事案の意義、広がり等を明確にして発信
- 4. <u>市場環境整備</u>への積極的な貢献
 - 市場の構造的な問題等の把握、建議、法制度の改善提言、自主規制機関等への問題提起等
- 5. 国際連携上の課題の問題提起を通じた グローバルな市場監視への貢献
 - 二国間、多国間(IOSCO, IFIAR等)での政策課題の議論での問題提起、貢献等



(4)ITの活用及び人材の育成

- 1. 市場監視におけるIT技術の更なる活用(RegTech)
 - 市場監視へのビックデータの活用、マクロ経済分析を市場監視に 活用するためのシステム整備 など
- 2. FinTech等の<u>IT技術の進展を踏まえた市場監視</u>
 - 取引の場、形態、情報が大きく変質、従来の監視手法では対応できない可能性(問題意識)
- 3. 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の 計画的な育成
 - 高度な専門性に加え、幅広い視点(全体感)もあわせ持つ人材の 育成:業務の内容を踏まえたjob descriptionの策定、必要なスキル の特定等)



(5)国内外の自主規制機関等との連携

- 1. 自主規制機関との更なる連携強化による <u>効率的・効果的な市場監視</u>
 - 監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに提供
- 2. <u>多様な市場関係者(ステークホルダー)と</u> 連携した市場規律の強化
 - 新たに、市場規律強化に向けて認識を共有できる 団体(ガバナンス関連団体、投資家関連団体など) との<u>連携を拡大</u>



【証券監視委自身のPDCA】 監視態勢の不断の見直し

- 内部のPDCA:
 - 監視委各課の業務運営方針の策定、 PDCA(今後、本中期計画を踏まえた見直し)
- 外部の有識者の意見の活用(従来から継続):
 内外証券会社幹部と委員会で意見交換を実施(経済情勢、経営課題、リスク認識)、民間アナリストとの意見交換(各産業セクター毎)
- <u>外部の有識者の意見の活用(今後)</u>:有識者会議 (アドバイザリーボード)の設置の検討等